

岡崎市岡崎産再エネ電気使用報償制度要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、岡崎市岡崎産再エネ電気使用報償制度に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再エネ電力メニュー 小売電気事業者が供給する再生可能エネルギーで発電された電力の料金メニューをいう。
- (2) 岡崎産再エネ電気 再エネ電力メニューのうち、小売電気事業者が電力を調達した後に、市内で発電された再生可能エネルギー電源に由来する非化石証書の使用により環境価値を付加した電気をいう。

(報償金交付の目的)

第3条 市内で発電した再生可能エネルギー由来の電気を市内で使い、市外へのエネルギー流出を防ぐことに貢献した個人に報償を行うことで本市の脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(報償対象者)

第4条 報償金の交付対象者は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 岡崎市地産地消再エネ事業者登録を受けた事業者と電力需給契約を結び、岡崎産再エネ電気を使用していること
- (2) 過去に岡崎市岡崎産再エネ電気使用報償金を受けていないこと
- (3) 岡崎市税を滞納していないこと
- (4) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと
- (5) 使用報告の日から3か月間に遡って、電気料金の未払いがないこと

(報償金の額)

第5条 報償金の額は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(報償金の交付申請)

第6条 報償金の交付を受けようとする者は、報償金の交付を受けようとする年度の3月31日までに、岡崎市岡崎産再エネ電気使用報償金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 岡崎産再エネ電気を3か月以上契約していることがわかる書類の写し
 - (2) 市税に滞納がないことを証する書類（本市が発行する完納証明書。）。なお、次項に規定する電子申請を行う場合であって、市税の納付状況を市長が確認することに同意したときは、当該書類の添付を省略することができる。
- 2 前項の規定による申請は、あいち電子申請・届出システムを利用した申請又は窓口への持参及び郵送により行うものとし、その報告日は所管する部署に到達した日とする。

（報償金の交付決定及び額の確定）

- 第7条 市長は、前条第1項の規定による申請による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、岡崎産再エネ電気を使用されたと認める場合に報償金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。この規定により通知を受けた者を、以下「交付決定者」という。
- 2 市長は、前項の審査の結果、報償金を交付しないものと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 第5条に規定する予算の範囲外となった申請についても、前項と同様とする。

（報償金の交付）

- 第8条 交付決定者は、報償金の交付を受けようとするときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに報償金を交付するものとする。

（委任）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る報償金の交付については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

契約電力	報償額
10A・1kVA	2,000 円
20A・2kVA	4,000 円
30A・3kVA	6,000 円
40A・4kVA	8,000 円
50A・5kVA	10,000 円
60A・6kVA	12,000 円
70A・7kVA	14,000 円
80A・8kVA	16,000 円
90A・9kVA	18,000 円
100A 以上・10kVA 以上	20,000 円

※ 報償金の予算の総額は 5,580,000 円とする。